

2019 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

平成 31 年 1 月 22 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

1. 目的

輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

3. 輸入食品の現状等**【平成 30 年度監視指導の概況】**

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 輸出国の食品安全に係る規制及び衛生管理体制に関する調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査を実施
- 牛海綿状脳症（BSE）等に係る輸出国段階での衛生管理に関する現地調査を実施
- 輸入時の検査体制の整備

4. 2019 年度監視指導の基本的考え方**【監視指導の基本的考え方】**

食品安全基本法第 4 条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な衛生管理対策の措置を講じるもの。

【今後の基本方針】

- これまでの輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国段階での安全性確保を更に強化
- 引き続き、輸入時の検査体制の整備

【2019 年度計画において取り組む主な施策】

- 初回輸入時や輸出国での衛生管理が特に重要な食品を中心とした、輸入届出内容と実際の貨物が同一であることを確認する貨物確認検査を推進
- 食肉、食鳥肉等に係る輸出国及びと畜場等における HACCP に基づく衛生管理に関する情報収集及び周知
- CPTPP を含めた経済連携協定締結国等の食品衛生に係る情報収集及び我が国の輸入食品の安全性確保対策に係る情報提供
- 国内における輸入食品等に起因する健康被害に係る輸出国における衛生管理対策の強化を推進
- 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認を含む輸入前指導の推進
- 器具・容器包装に係るポジティブリスト制度の検討状況を踏まえた情報を提供し、必要な衛生管理に努めるよう指導
- リスクコミュニケーションの推進

5. 2019年度監視指導の具体的内容

【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査^{※1}の実施（2019年度計画：約99,000件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
 - ・ 貨物確認検査の実施
- 検査命令^{※2}の実施
- 包括的輸入禁止措置^{※3}の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生管理規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の安全対策の推進
- 試験検査技術等の技術協力
- HACCPによる衛生管理の推進

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
- 輸入前指導の実施
 - ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認の指導
 - ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- モニタリング検査時における流通状況の記録等の提出の指導

【法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

【その他】

- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せずに特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置